

議案第 29 号

四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について

四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例

四万十町水産物鮮度保持施設条例（平成 18 年四万十町条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

製氷施設	30 キロ当たり 400 円	
------	----------------	--

」を「

製氷施設	30 キロ当たり 186 円	
------	----------------	--

」に、「

冷凍冷蔵施設	魚函 1 箱 1 日当たり 100 円	
--------	---------------------	--

」を「

冷凍冷蔵施設	魚函 1 箱 1 日当たり 10 円、10 日以上長期保管は魚函 1 箱 1 月当たり 93 円	
--------	--	--

」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。